

【大切なお知らせ】

今後のスポーツ少年団指導者について

令和2(2020)年度から、スポーツ少年団登録規程・同規程施行細則、スポーツ少年団指導者に関する諸規程等が改定施行されます。単位スポーツ少年団の登録にも大きく関わる事項ですので、必ずご確認ください。

諸規程等の改定の背景・経緯

このたびの諸規程等の改定の目的は、スポーツ少年団指導者の養成に関するテキスト内容のアップデート、カリキュラムの変更にとどまるものではありません。その目的は「スポーツ少年団の指導者が学び続ける環境を整えること」、「スポーツ少年団指導者が全員有資格者となること」であり、**令和2(20)年度からのスポーツ少年団指導者とは、日本スポーツ協会(JSPO)公認スポーツ指導者資格を持つ方となります。**

「スポーツ基本計画」や「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」などの国の施策にスポーツ少年団の名称が明記されており、社会からスポーツ少年団への期待が高まっています。その期待への対応は、スポーツ少年団がより社会的な使命を果たす存在になることで

あり、日本スポーツ少年団が平成21(09)年に発表した「スポーツ少年団の将来像」で示した方向性と一致しています。

JSPDではスポーツを「自発的な運動の楽しみを基調とする人類共通の文化」と定義しています。スポーツ少年団の団員は、自発的にスポーツを選んでくれた子どもたちです。その子どもたちに対する指導者としての責任を果たすためには、スポーツ少年団指導者は全員、JSPO公認スポーツ指導者資格保有者であるべきと考えます。

このたびの諸規程等の改定は、子どもたちのことを第一に考え、子どもたちによりよいスポーツ環境を整えることを目的としています。趣旨をご理解いただき、引き続きスポーツ少年団諸活動へのご協力をお願いいたします。

【指導者について】令和2(20)年度以降の認定育成員・認定員の位置づけ

認定育成員および認定員は、保有しているJSPO公認スポーツ指導者資格(JSPO公認スポーツリーダー資格を除く)が有効なかぎり、「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能です。**ただし、JSPO公認スポーツリーダー資格のみ保有している認定員は、移行期間中※にJSPO公認コーチングアシスタントへの資格移行(免除申請の詳細は54ページ参照)が必要になります。**

*認定育成員はJSPO公認スポーツ指導者資格(JSPO公認スポーツリーダー資格を除く)を保有しており、認定員はJSPO公認スポーツリーダー資格を保有しているため、この諸規程等の改定に伴い、認定育成員・認定員ともに、新たにほかのJSPO公認スポーツ指導者資格を取得する必要はありません。

※令和5(23)年度までの移行期間の措置

JSPO公認スポーツリーダー資格のみ保有している認定員は、令和5(23)年度のスポーツ少年団登録までは、JSPO公認コーチングアシスタントへ資格を移行していなくても、JSPO公認スポーツリーダーの資格をもって「指導者」としてスポーツ少年団に登録することが可能です。

【登録について】令和2(20)年度以降の単位団におけるスポーツ少年団登録

①登録区分

単位団における主な活動内容ごとに「**団員**」、「**指導者**」、「**役員**」、「**スタッフ**」の4つの登録区分になります。また、登録区分ごとにスポーツ少年団登録料を設定します。

	スポーツをする	スポーツ指導をする	運営に関わる	
JSPO公認スポーツ指導者資格有	団員	指導者 (20歳未満含む)	役員	スタッフ
JSPO公認スポーツ指導者資格無				
スポーツ少年団登録料 ※日本スポーツ少年団への納入額	300円	700円	700円	700円

②単位団がスポーツ少年団登録をする際の条件※1

「原則として団員10名以上、指導者2名以上で構成すること」に加え、下記二つの条件を“すべて”満たすことが登録の条件となります。

※原則の構成人数は、都道府県によって運用が異なることがあります。

●20歳以上の「指導者」、「役員」または「スタッフ」の2名以上の登録が必要

●2名以上の指導者が「スポーツ少年団の理念」を学んでいること※2が必要

※1:詳細は、下記当協会ホームページからご確認ください。

※2:スポーツ少年団の理念を学んだ指導者…令和元(19)年度に認定育成員・認定員として登録している方、またはスタートコーチ(スポーツ少年団)※3資格保有者

※3:令和2(20)年度からスポーツ少年団が新たに養成する指導者資格です。

詳細は、当協会ホームページからご確認ください。<https://www.japan-sports.or.jp/club/tabid1226.html>